

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
荒川上流河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 葛川排水樋管ゲート設備新設工事
工事地名	埼玉県坂戸市新ヶ谷地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 4月	1 3) 機械損料一括補正	0	労務費一括割増	0%
2) 事務所名	荒川上流河川事務所 施設管理課	1 4) 単価適用年月	製作：2026年 6月	据付：2026年 6月	
3) 工事番号	2026040001	1 5) 歩掛適用年月	製作：2026年 6月	据付：2026年 6月	
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 6) 前請負工事費	0		
5) 変更回数	0回	1 7) 前 契 約 額	0		
6) 主 工 種	水門設備（小形水門）	1 8) 随 意 契 約 額	0		
7) 工 事 量		1 9) 調 整 区 分	0		
8) 工 期	354日間 自 令和 8年 6月30日 (当初) 至 令和 9年 6月18日 (0回変更) 至 年 月 日	2 0) 工場管理費対象額			
9) 施 工 県	製作：東京都	2 1) 共通仮設費対象額			
1 0) 地 区	製作：東京 1 7 区	2 2) 現場管理費対象額			
1 1) 河川・路線		2 3) 一般管理費等対象額			
1 2) 設 計 年 月	令和 8年 6月	2 4) 処 分 費 等	0		
		2 5) 公 告 日	令和 8年 4月 6日		
		2 6) 入 札 締 切 日	年 月 日		
製作工 1式 据付工 1式					

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 葛川排水樋管ゲート設備新設工事 (当 初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	水門設備 (小形水門)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
製作工			式	1		20,500,147			
小形水門製作			式	1		20,500,147			
水門設備			式	1		15,101,608			
扉体(小形水門)		プレートゲート構造ローラゲート 純径間3.2m 有効高2.4m 四方水密方式	門	1	5,601,875	5,601,875			単-1号
戸当り(小形水門)		プレートゲート構造ローラゲート 片側側部戸当り高さ5.1m 純径間3.2m	門分	1	2,009,733	2,009,733			単-2号
開閉装置(小形水門)		プレートゲート構造ローラゲート ラック式	門分	1	7,490,000	7,490,000			単-3号
操作制御設備			式	1		3,520,000			
機側操作盤		屋外閉鎖自立形	面	1	3,520,000	3,520,000			単-4号
付属設備			式	1		1,878,539			
管理橋			橋	1	1,878,539	1,878,539			単-5号
間接労務費			式	1		2,177,000			
純製作費			式	1		22,677,147			

設計内訳書

工事名	R 8 葛川排水樋管ゲート設備新設工事 (当 初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	水門設備 (小形水門)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工場管理費			式	1		1,607,000			
製作原価			式	1		24,284,147			
据付工			式	1		3,029,795			
小形水門輸送工			式	1		383,000			
輸送工			式	1		383,000			
小形水門輸送			式	1		383,000			内-1号
小形水門設備据付			式	1		2,201,016			
小形水門据付工			式	1		2,201,016			
据付(小形水門)		プレートゲート構造ローラゲート 純径間3.2m 有効高2.4m	式	1		1,632,046			内-2号
据付(付属設備)			式	1		345,110			内-3号
直接経費(水門設備)			式	1		162,432			内-4号
直接経費(付属設備)			式	1		61,428			内-5号

設計内訳書

工事名	R 8 葛川排水樋管ゲート設備新設工事 (当 初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	水門設備 (小形水門)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設工			式	1		445,779			
足場支保工(機械設備)			式	1		58,003			
足場			式	1		58,003			内-6号
仮設工			式	1		387,776			
仮設材設置・撤去			式	1		24,210			内-7号
土のう			式	1		363,566			内-8号
共通仮設費			式	1		694,328			
共通仮設費			式	1		83,328			
運搬費			式	1		83,328			
仮設材運搬費			回	2	41,664	83,328			単-6号
共通仮設費 (率計上)			式	1		611,000			
純工事費			式	1		3,724,123			

設計内訳書

工事名	R 8 葛川排水樋管ゲート設備新設工事 (当 初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	水門設備 (小形水門)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
現場管理費		式	1		831,000				
据付間接費		式	1		1,196,000				
据付工事原価		式	1		5,751,123				
設計技術費		式	1		651,000				
工事原価		式	1		30,686,270				
一般管理費等		式	1		5,463,730				
工事価格		式	1		36,150,000				
消費税相当額		式	1		3,615,000				
工事費計		式	1		39,765,000				

一式当たり内訳書

小形水門輸送

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	数 量 増 減	金 額 増 減	摘 要
新設工事輸送費（プレート ガードローラ・スライド）	7.7無 53.1km	式	1		275,000			
新設工事輸送費（鋼製付属 設備）	3.68t 53.1km	式	1		108,000			
合 計					383,000			

一式当たり内訳書

据付(小形水門)
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
据付材料費(水門)	プレートゲート構造ローゲート(小形) 有 1431620円	式	1		150, 320			
据付補助材料費	河川用水門設備 小形水門 1431620円	式	1		21, 474			
据付(水門)	補正しない プレートゲート構造ローゲート(小形) 全体 3. 2m 2. 4m 四方水密 有 1門 無	門	1	1, 460, 252	1, 460, 252			
合 計					1, 632, 046			

一式当たり内訳書

据付(付属設備)
第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
据付補助材料費	鋼製付属設備 335060円	式	1		3, 350			
鋼製付属設備据付	補正しない A 3. 68t/基 1基 無 無 無	式	1		341, 760			
合 計					345, 110			

一式当たり内訳書

直接経費(水門設備)

第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械経費(水門設備)	有 有 小形水門 扉体 有 ラフテレンクレーン 油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型16t吊 戸当り有 ラフテレンクレーン 油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型16t吊	門	1	162, 432	162, 432			
合 計					162, 432			

一式当たり内訳書

直接経費(付属設備)

第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ラフテレーンクレーン [油 圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	1	53, 200	53, 200			
機械経費 (電気溶接機)	ディーゼルエンジン付・200A排出ガス対策型(第2次基準値) 5 時間 2日 無	式	1		7, 024			
雑機械器具損料	1204円	式	1		1, 204			
合 計					61, 428			

一式当たり内訳書

足場
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場工	手摺先行型枠組足場 不要 標準	掛m 2	11	5, 273	58, 003			
合 計					58, 003			

一式当たり内訳書

仮設材設置・撤去

第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	19	456. 9	8, 681			
敷鉄板賃料	22×1, 524×3, 048(mm) 無 3日 無有	枚	4	899	3, 596			
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	19	456. 9	8, 681			
敷鉄板賃料	22×1, 524×3, 048(mm) 無 1日 無有	枚	4	813	3, 252			
合 計					24, 210			

一式当たり内訳書

土のう
第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土のう積工	製作・積立 側面並べ 普通	m 2	0. 9	11, 930	10, 737			
土のう積工	撤去 側面並べ	m 2	0. 9	5, 929	5, 336			
大型土のう工	製作・設置 1t土のう 丸型φ110cm×108cm 流用土 5m以下 -3m≦H≦2m	袋	10	5, 249	52, 490			
大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	10	1, 066	10, 660			
現場発生品及び支給品積み・荷卸し	トラック[クレーン装置付]通称2t積級 吊能力2. 9t	t	20. 96	10, 370	217, 355			
現場発生品及び支給品運搬	トラック[クレーン装置付]通称2t積級 吊能力2. 9t 無し 6. 0km以下	t	20. 96	3, 196	66, 988			
合 計					363, 566			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

単一1号	扉体(小形水門)	プレートカッター構造ローラゲート 純径間3. 2m 有効高2. 4m 四方水密方式	単位	門	数量	1	単価	5, 601, 875
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
主要部材費（水門）標準		扉体 プレートカッター構造ローラ（小形）四方	式	1		2, 611, 153		
副部材費（率計上）水門		扉体 プレートカッター構造ローラゲート(小形) SUS製 2611153円	式	1		169, 724		
部品費（率計上）水門		扉体 プレートカッター構造ローラゲート(小形) SUS製 2611153円	式	1		52, 223		
扉体部品費(積上)			式	1		375, 610		
補助材料費 13%			式	1		361, 514		
労務費（扉体）〔水門〕		補正しない プレートカッター構造ローラゲート(小形) 2308kg 2077kg 3. 2m 2. 4m	門	1	1, 863, 900	1, 863, 900		
工場塗装（水門）標準		扉体 小形(プレートカッター構造ローラ・スライト) SUS鋼 1863900円	式	1		167, 751		
計						5, 601, 875		
単価						5, 601, 875	円／門	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

単一2号	戸当り (小形水門)	プレートゲート構造ローラゲート 片側側部戸当り 高さ5. 1m 純 径間3. 2m	単位	門分	数量	1	単価	2, 009, 733
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
主要部材費 (水門) 標準		戸当り プレートゲート構造ローラ (小形)	式	1		839, 105		
副部材費 (率計上) 水門		戸当り プレートゲート構造ローラゲート (小形) 839105円	式	1		29, 368		
部品費 (率計上) 水門		戸当り プレートゲート構造ローラゲート (小形) 839105円	式	1		4, 195		
補助材料費 13%			式	1		112, 901		
労務費 (戸当り) [水門]		補正しない プレートゲート構造ローラゲート (小形) 5. 1m 3. 2m 四方水密 1門	門	1	948, 300	948, 300		
工場塗装 (水門) 標準		戸当り 小形 (プレートゲート構造ローラ・スライド) 948300円	式	1		75, 864		
計						2, 009, 733		
単価						2, 009, 733	円/門分	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一3号	開閉装置(小形水門)	プレートカッター構造ローラゲート ラック式	単位	門分	数量	1	単価	7, 490, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
開閉装置			門分	1	7, 490, 000	7, 490, 000		
計						7, 490, 000		
単価						7, 490, 000	円／門分	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一4号	機側操作盤	屋外閉鎖自立形	単位	面	数量	1	単価	3, 520, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機側操作盤			面	1	3, 520, 000	3, 520, 000		
計						3, 520, 000		
単価						3, 520, 000	円／面	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

単一5号	管理橋		単位	橋	数量	1	単価	1, 878, 539
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接部材費			式	1		531, 679		
部品費			式	1		79, 819		
製作補助材料費		鋼製付属設備 531679円	式	1		69, 118		
労務費（一般鋼構造物／鋼付設）		補正しない A 3. 62t/基(橋) 標準以外(SUS材使用 比率計算) 3615kg 53kg 1基(橋)	基	1	817, 500	817, 500		
溶融亜鉛メッキ		HDZT77	t	3	94, 500	283, 500		
溶融亜鉛メッキ		HDZT63	t	0. 7	93, 500	65, 450		
ステンレス鋼表面処理費			式	1		31, 473		
計						1, 878, 539		
単価						1, 878, 539	円／橋	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

単一6号	仮設材運搬費		単位	回	数量	1	単価	41,664
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬		北海道・東北・関東・北陸・中部 40km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	3.21	4,990	16,017		
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬		北海道・東北・関東・北陸・中部 40km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	3.21	4,990	16,017		
仮設材等の積み込み、取卸し費		積み込み、取卸し(片道分)	t	3.21	1,500	4,815		
仮設材等の積み込み、取卸し費		積み込み、取卸し(片道分)	t	3.21	1,500	4,815		
計						41,664		
単価						41,664	円／回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	主要部材費（水門）標準	扉体 プレートガーダ構造ローラ（小形）四方	単位	式	数量	1	単価	2, 611, 153
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
スキンプレート（水門） SUS製	ステンレス 新切18cr	k g	577	646. 18	372, 845			
桁（水門） SUS製	プレートガーダ構造ローラ（小形）	k g	1, 154	842. 18	971, 875			
主ローラ（水門）	20% 各種	k g	346	3, 095. 64	1, 071, 091			
ローラ軸（水門）	ステンレス 新切18cr	k g	231	845. 64	195, 342			
計					2, 611, 153			
単価					2, 611, 153	円／式		

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	副部材費（率計上）水門	扉体 プレートカッター構造ローケート(小形) SUS製 2611153円	単位	式	数量	1	単価	169, 724
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
副部材費（率計上）			式	1		169, 724		
計						169, 724		
単価						169, 724	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	部品費（率計上）水門	扉体 プレートカッター構造ローケート(小形) SUS製 2611153円	単位	式	数量	1	単価	52, 223
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
部品費（率計上）			式	1		52, 223		
計						52, 223		
単価						52, 223	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	扉体部品費(積上)		単位	式	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	375, 610
軸受		Φ90×Φ110×80 埋込型	個	4	32, 500	130, 000		
水密ゴム		CR WP30×110メガネ	k g	21	9, 900	207, 900		
水密ゴム		CR 平ゴム	k g	9	4, 190	37, 710		
計						375, 610		
単価						375, 610	円／式	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	労務費（扉体）〔水門〕	補正しない プレートガード構造ローラゲート（小形） 2308kg 2077kg 3. 2m 2. 4m	単位	門	数量	1	単価	1, 863, 900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	プレートガード構造ローラゲート製作（小形）	補正しない 扉体 2308kg 2077kg 3. 2m 2. 4m 四方水密 1門	門	1	1, 863, 900	1, 863, 900		
	計					1, 863, 900		
	単価					1, 863, 900	円／門	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	工場塗装（水門）標準	扉体 小形（プレートガード構造ローラ・スライド） SUS鋼 1863900 円	単位	式	数量	1	単価	167, 751
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	工場塗装費（水門）		式	1		167, 751		
	計					167, 751		
	単価					167, 751	円／式	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	主要部材費（水門）標準	戸当り プレートカータ構造ローラ(小形)	単位	式	数量	1	単価	839, 105
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
底部戸当り桁(水門)		プレートカータ構造ローラ(小形)	k g	625	143. 26	89, 537		
水密板・レールフレーム・ガイドプレート(水門)		プレートカータ構造ローラ(小形) ステンレス 新切18cr	k g	1, 160	646. 18	749, 568		
計						839, 105		
単価						839, 105	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	副部材費（率計上）水門	戸当り プレートカータ構造ローラ(小形) 839105円	単位	式	数量	1	単価	29, 368
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
副部材費（率計上）			式	1		29, 368		
計						29, 368		
単価						29, 368	円／式	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	部品費（率計上）水門	戸当り プレートガード構造ローラゲート（小形） 839105円	単位	式	数量	1	単価	4, 195
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
部品費（率計上）			式	1		4, 195		
計						4, 195		
単価						4, 195	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	労務費（戸当り）〔水門〕	補正しない プレートガード構造ローラゲート（小形） 5. 1m 3. 2m 四方水密 1門	単位	門	数量	1	単価	948, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プレートガード構造ローラゲート製作（小形）		補正しない 戸当り 3. 2m 5. 1m 四方水密 1門	門	1	948, 300	948, 300		
計						948, 300		
単価						948, 300	円／門	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	工場塗装（水門）標準	戸当り 小形(プレートゲート構造ロー・スライト) 948300円	単位	式	数量	1	単価	75, 864
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	工場塗装費(水門)		式	1		75, 864		
	計					75, 864		
	単価					75, 864	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	直接部材費		単位	式	数量	1	単価	531, 679
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
SS400		PL4. 5	k g	0. 8	108. 54	86		
SS400		PL9	k g	188	110. 78	20, 826		
SS400		PL12	k g	20	143. 26	2, 865		
SS400		PL14	k g	53	143. 26	7, 592		
SUS304		PL14	k g	53	842. 18	44, 635		
SS400		CHPL6	k g	733	148. 86	109, 114		
SS400		C125×65×6	k g	23	112. 33	2, 583		
SS400		L100×100×7	k g	100	124. 43	12, 443		
SS400		H250×250×9×14	k g	1, 710	116. 73	199, 608		
SS400		FB6×32	k g	0. 4	158. 53	63		
SS400		FB6×50	k g	302	156. 33	47, 211		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

直接部材費		単位	式	数量		1	単価	531, 679
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
STKR400	90×90×3. 2	k g	195	208. 03	40, 565			
STKR400	60×30×2. 3	k g	75	186. 03	13, 952			
STKR400	100×50×3. 2	k g	162	186. 03	30, 136			
計					531, 679			
単価					531, 679	円／式		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	部品費		単位	式	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	79, 819
	テーパー座金	SUS304 N-M12	k g	0. 1	2, 090	209		
	ナット	SUS304 N-M12	k g	2	1, 500	3, 000		
	ナット	SUS304 N-M16	k g	3	1, 410	4, 230		
	ナット	SUS304 N-M24	k g	0. 8	2, 120	1, 696		
	バネ座金	SUS304 W-M12S	k g	0. 6	2, 090	1, 254		
	バネ座金	SUS304 W-M16S	k g	0. 9	1, 400	1, 260		
	バネ座金	SUS304 W-M24S	k g	0. 3	1, 620	486		
	ボルト	SUS304 B-M12×35	k g	0. 3	1, 100	330		
	ボルト	SUS304 B-M12×45	k g	3	1, 100	3, 300		
	ボルト	SUS304 B-M16×60	k g	11	1, 010	11, 110		
	平座金	SUS304 W-M12F	k g	1	2, 090	2, 090		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	部品費		単位	式	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	79, 819
平座金		SUS304 W-M16F	k g	2	1, 400	2, 800		
平座金		SUS304 W-M24F	k g	0. 6	1, 620	972		
ボルト		SUS304 B-M12×40F	k g	2	1, 100	2, 200		
高力ボルト		F8T-M20×65	組	16	236. 5	3, 784		
高力ボルト		F8T-M20×70	組	48	243. 5	11, 688		
樹脂アンカー		HP-24	個	8	1, 370	10, 960		
蝶板		SUS304 B-1003-3	個	2	2, 430	4, 860		
寸切ボルト		SUS304 寸切り M24×370 (45)	k g	9	1, 510	13, 590		
計						79, 819		
単価						79, 819	円／式	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	製作補助材料費	鋼製付属設備 531679円	単位	式	数量	1	単価	69, 118
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
補助材料費			式	1		69, 118		
計						69, 118		
単価						69, 118	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	労務費（一般鋼構造物／鋼付設）	補正しない A 3. 62t/基(橋) 標準以外(SUS材使用 比率計算) 3615kg 53kg 1基(橋)	単位	基	数量	1	単価	817, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械設備製作工			人	25	32, 700	817, 500		
計						817, 500		
単価						817, 500	円／基	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	新設工事輸送費（プレートガーダローラ・スライド）	7. 7無 53. 1km	単位	式	数量	1	単価	275, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬費用			式	1		275, 000		
計						275, 000		
単価						275, 000	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	新設工事輸送費（鋼製付属設備）	3. 68t 53. 1km	単位	式	数量	1	単価	108, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬費用			式	1		108, 000		
計						108, 000		
単価						108, 000	円／式	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	据付材料費（水門）	プレートカッター構造ローゲート（小形）有 1431620円	単位	式	数量	1	単価	150, 320
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
据付材料費（率計上）			式	1		150, 320		
計						150, 320		
単価						150, 320	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	据付補助材料費	河川用水門設備 小形水門 1431620円	単位	式	数量	1	単価	21, 474
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
補助材料費			式	1		21, 474		
計						21, 474		
単価						21, 474	円／式	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	据付（水門）	補正しない プレートガード構造ローラゲート（小形） 全体 3. 2m 2. 4m 四方水密 有 1門 無	単位	門	数量	1	単価	1, 460, 252
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プレートガード構造ローラゲート据付（小形）		補正しない 全体 3. 2m 2. 4m 四方水密 有 1門 無 無	門	1	1, 460, 252	1, 460, 252		
計						1, 460, 252		
単価						1, 460, 252	円／門	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	据付補助材料費	鋼製付属設備 335060円	単位	式	数量	1	単価	3, 350
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
補助材料費			式	1		3, 350		
計						3, 350		
単価						3, 350	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-000000002000

	鋼製付属設備据付	補正しない A 3.68t/基 1基 無 無 無	単位	式	数量	1	単価	341, 760
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	機械設備据付工		人	8. 8	32, 232	283, 641		
	普通作業員		人	2. 2	26, 418	58, 119		
	計					341, 760		
	単価					341, 760	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	機械経費（水門設備）	有 有 小形水門 扉体 有 ラフテレンクレーン 油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型16t吊 戸当り有 ラフテレンクレーン 油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型16t吊	単位	門	数量	1	単価	162, 432
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	機械経費（水門・クレーン）	小形水門 扉体 有 ラフテレンクレーン 油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型16t吊 戸当り 有 ラフテレンクレーン 油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型16t吊 開閉装 置 有 ラフテレンクレーン 油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型16t吊 無	門	1	145, 200	145, 200		
	機械経費（水門・電気溶接機）	小形水門 デｿﾞｿﾞルエンジン付・200A排出ｶﾞｽ対策型(第2次 基準値) 標準(=5. 0h)	門	1	14, 048	14, 048		
	雑機械器具損料（水門）	率計算 159248円	式	1		3, 184		
	計					162, 432		
	単価					162, 432	円／門	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	機械経費（電気溶接機）	ディーゼルエンジン付・200A排出ガス対策型（第2次基準値）5 時間 2日 無	単位	式	数量	1	単価	7, 024
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気溶接機 [ディーゼルエンジン駆動・直流アーク]		排出ガス対策型（第2次） 最大溶接電流200A	日	2	3, 512	7, 024		
計						7, 024		
単価						7, 024	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	雑機械器具損料	1204円	単位	式	数量	1	単価	1, 204
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
雑器具損料			式	1		1, 204		
計						1, 204		
単価						1, 204	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	足場工	手摺先行型枠組足場 不要 標準	単位	掛㎡	数量	100	単価	5, 273
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1. 6	33, 354	53, 366		
	とび工		人	7	33, 048	231, 336		
	普通作業員		人	1. 3	26, 418	34, 343		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	1. 4	53, 200	74, 480		
	諸雑費（率＋まるめ） 34%		式	1		133, 775		
	計					527, 300		
	単価					5, 273	円／掛㎡	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m 2	数量	100	単価	456. 9
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 295	33, 354	9, 839		
	とび工		人	0. 295	33, 048	9, 749		
	普通作業員		人	0. 295	26, 418	7, 793		
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0. 295	60, 550	17, 862		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		447		
	計					45, 690		
	単価					456. 9	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	敷鉄板賃料	22×1,524×3,048(mm) 無 3日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	899
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	2 2 × 1 5 2 4 × 3 0 4 8 mm	枚	1	129	129		
	整備費（敷鉄板）	2 2 × 1 5 2 4 × 3 0 4 8 mm	枚	1	770	770		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					899		
	単価					899	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	敷鉄板賃料	22×1,524×3,048(mm) 無 1日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	813
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	2 2 × 1 5 2 4 × 3 0 4 8 mm	枚	1	43	43		
	整備費（敷鉄板）	2 2 × 1 5 2 4 × 3 0 4 8 mm	枚	1	770	770		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					813		
	単価					813	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	土のう積工	製作・積立 側面並べ 普通	単位	m 2	数量	10	単価	11, 930
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
購入土			m 3	2. 8	0	0		
土のう		62×48cm(普通)	袋	140	17	2, 380		
土木一般世話役			人	0. 28	33, 354	9, 339		
普通作業員			人	4. 06	26, 418	107, 257		
諸雑費（率＋まるめ） 0. 3%			式	1		324		
計						119, 300		
単価						11, 930	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	土のう積工	撤去 側面並べ	単位	m 2	数量	10	単価	5, 929
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	普通作業員		人	2. 24	26, 418	59, 176		
	諸雑費（率＋まるめ） 0. 2%		式	1		114		
	計					59, 290		
	単価					5, 929	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	大型土のう工	製作・設置 1t土のう 丸型 φ110cm×108cm 流用土 5m以下 -3m≦H≦2m	単位	袋	数量	10	単価	5, 249
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 294	33, 354	9, 806		
	特殊作業員		人	0. 294	29, 580	8, 696		
	普通作業員		人	0. 294	26, 418	7, 766		
	1t土のう	丸型 φ110cm×108cm	袋	10	1, 100	11, 000		
	バックホウ運転（クレーン仕様）	製作・設置 5m以下 -3m≦H≦2m	日	0. 294	50, 890	14, 961		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		261		
	計					52, 490		
	単価					5, 249	円／袋	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	単位	袋	数量	10	単価	1, 066
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 087	33, 354	2, 901		
	特殊作業員		人	0. 087	29, 580	2, 573		
	バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	日	0. 087	59, 390	5, 166		
	諸雑費（率＋まるめ） 0. 4%		式	1		20		
	計					10, 660		
	単価					1, 066	円／袋	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 40km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4, 990
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分B		製品長12m以内 40kmまで	t	1	4, 990	4, 990		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4, 990		
単価						4, 990	円／ t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み，取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価	1, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み，取卸し費（仮設材等）			t	1	1, 500	1, 500		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1, 500		
単価						1, 500	円／ t	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	プレートガード構造ローラゲート製作（小形）	補正しない 扉体 2308kg 2077kg 3. 2m 2. 4m 四方水密 1門	単位	門	数量	1	単価	1, 863, 900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械設備製作工			人	57	32, 700	1, 863, 900		
計						1, 863, 900		
単価						1, 863, 900	円／門	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	プレートガード構造ローラゲート製作（小形）	補正しない 戸当り 3. 2m 5. 1m 四方水密 1門	単位	門	数量	1	単価	948, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械設備製作工			人	29	32, 700	948, 300		
計						948, 300		
単価						948, 300	円／門	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-000000002000	
	プレートガーダ構造ローラゲート据付（小形）	補正しない 全体 3.2m 2.4m 四方水密 有 1門 無 無	単位	門	数量	1	単価	1,460,252
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	機械設備据付工		人	37.6	32,232	1,211,923		
	普通作業員		人	9.4	26,418	248,329		
	計					1,460,252		
	単価					1,460,252	円／門	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	機械経費（水門・クレーン）	小形水門 扉体 有 ラフテレンクレーン 油圧伸縮ジブ型16t吊 戸当り 有 ラフテレンクレーン 油圧伸縮ジブ型16t吊 開閉装 置 有 ラフテレンクレーン 油圧伸縮ジブ型16t吊 無	単位	門	数量	1	単価	145, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ラフテレンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 1 6 t 吊	日	1	48, 400	48, 400		
	ラフテレンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 1 6 t 吊	日	1	48, 400	48, 400		
	ラフテレンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 1 6 t 吊	日	1	48, 400	48, 400		
	計					145, 200		
	単価					145, 200	円／門	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	機械経費（水門・電気溶接機）	小形水門 ディーゼルエンジン付・200A排出ガス対策型(第2次基準値) 標準(=5. 0h)	単位	門	数量	1	単価	14, 048
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気溶接機 [ディールエンジン駆動・直流アーク]		排出ガス対策型（第2次） 最大溶接電流200A	日	4	3, 512	14, 048		
計						14, 048		
単価						14, 048	円／門	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	雑機械器具損料（水門）	率計算 159248円	単位	式	数量	1	単価	3, 184
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
雑器具損料			式	1		3, 184		
計						3, 184		
単価						3, 184	円／式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	電気溶接機 [ディーゼルエンジン駆動・直流アーク]	排出ガス対策型（第２次） 最大溶接電流２００Ａ	単位	日	数量	1	単価	3, 512
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油			L	11. 5	148	1, 702		
電気溶接機 [ディーゼルエンジン駆動・直流アーク]		排出ガス対策型（第２次） 最大溶接電流２００Ａ	日	1	1, 810	1, 810		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						3, 512		
単価						3, 512	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	60, 550
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	32, 334	32, 334		
軽油			L	119	148	17, 612		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		バケット容量0. 8 m ³ 吊能力2. 9 t 吊	日	1. 06	10, 000	10, 600		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						60, 550		
単価						60, 550	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	バックホウ運転（クレーン仕様）	製作・設置 5m以下 -3m≦H≦2m	単位	日	数量	1	単価	50, 890
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	32, 334	32, 334		
	軽油		L	63	148	9, 324		
	バックホウ（クレーン型）〔後方超小旋回・クレーン付〕	バケット容量0. 4 5 m 3 吊能力2. 9 t吊	日	1. 28	7, 210	9, 228		
	諸雑費（まるめ）		式	1		4		
	計					50, 890		
	単価					50, 890	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去 6m以下 -3m≤H≤2m	単位	日	数量	1	単価	59, 390
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	32, 334	32, 334		
	軽油		L	101	148	14, 948		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	バケット容量0. 8 m ³ 吊能力2. 9 t 吊	日	1. 21	10, 000	12, 100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		8		
	計					59, 390		
	単価					59, 390	円／日	

工場管理費

工場管理費

機械設備名	工場管理費対象額	工場管理費率	計 上 額
水門設備（小形水門）	6,431,558	25 %	1,607,889

工場管理費計			1,607,000
--------	--	--	-----------

工場管理費対象純製作費

単独（追加工事）	6,431,558	
----------	-----------	--

全処分費を除く工場管理費対象純製作額	6,431,558	
--------------------	-----------	--

非対象額計（一）	16,246,409	
----------	------------	--

管理費区分6・A・B・C・D	3,981,937	
----------------	-----------	--

管理費区分E・F・Z 9 9 2 3	1,254,472	
--------------------	-----------	--

管理費区分3	11,010,000	
--------	------------	--

管理費区分L	0	
--------	---	--

管理費区分2	0	
--------	---	--

管理費区分5	0	
--------	---	--

管理費区分9	0	
--------	---	--

（材料費 鋼材）

（材料費 鋼材を除く）

（機器単体費）

（輸送費）

（設計技術費・一般管理費のみ対象額）

（一般管理費のみ対象額）

（率計算の非対象額）

工場管理費

単独（追加工事）	1,607,000	
----------	-----------	--

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 水門設備（小形水門）

合算工事：

対象工事費	3,029,795	据付直接工事費	3,029,795	事業損失	0
-------	-----------	---------	-----------	------	---

対象工事費に含まれる全処分費額

単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
----------	---	-----	---	------	---

非対象額計（－）	0
----------	---

管理費区分2	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）
--------	---	---------------------

管理費区分3	0	（機器単体費）
--------	---	---------

管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）
--------	---	---------------

管理費区分7	0	（支給品（製作品・機器単体費）の額）
--------	---	--------------------

管理費区分9	0	（率計算の非対象額）
--------	---	------------

管理費区分T	0	全処分費等のうち3％または3000万円を超える額
--------	---	--------------------------

対象額（＋）	0
--------	---

支給品（＋）	0
--------	---

無償貸付機械評価額（＋）	0
--------------	---

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	3,029,795	現工事	0	合算工事	0
----------	-----------	-----	---	------	---

全処分費等を除く共通仮設費対象額	3,029,795	現工事	0	合算工事	0
------------------	-----------	-----	---	------	---

共通仮設費（率分）

率（補正前）	19.78 %	0 %
--------	---------	-----

施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1
---------	-----	---------	---

率（補正後）	20.18 %	（19.78% × 週休1.02）
--------	---------	-------------------

計上額

単独（追加工事）	611,000	現工事	0	合算工事	0
----------	---------	-----	---	------	---

調整工事計上額	0
---------	---

(積上分) 共通仮設費

共通仮設費（積上分）

運搬費	83,328	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0				

共通仮設費（積上分）計

83,328

据付間接費・現場管理費

据付間接費						
機械設備名	据付間接費対象額		据付間接費率		計上額	
水門設備（小形水門）	1,495,564		80 %		1,196,451	
据付間接費計					1,196,000	
現場管理費						
単独（追加工事）純工事費	3,724,123	単独（追加工事）据付直接工事	3,029,795	単独（追加工事）共通仮設費		694,328
非対象額計（－）		0				
管理費区分2		0（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分3		0（機器単体費）				
管理費区分5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分7		0（支給品（製作品・機器単体品）の額）				
管理費区分9		0（率計算の非対象額）				
管理費区分T		0全処分費等のうち3%または3000万円を超える額				
対象額（＋）		0				
支給品		0				
無償貸付機械等評価額		0				
事業損失防止施設費		0				
現場管理費対象純工事費						
単独（追加工事）	3,724,123	現工事	0	合算工事		0
全処分費等を除く現場管理費対象 純工事費	3,724,123	現工事	0	合算工事		0
現場管理費率（補正前）	21.67 %	現工事	0 %	合算工事		0 %
施工地域等補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正		1
砂防・地滑り補正	0 %					
現場管理費率（補正後）	22.32 %	（21.67% × 週休1.03）				0 %
現場管理費計上額						
単独（追加工事）	831,000	現工事	0	合算工事		0
				調整工事計上額		0
（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	103,422					

設計技術費

製作原価						
単独（追加工事）	24,284,147					
据付工事原価						
単独（追加工事）	5,751,123					
非対象額計（－）						
管理費区分5	0					（一般管理費のみ対象額）
管理費区分9	0					（率計算の非対象額）
管理費区分T	0					（対象額に含まれる全処分費）
管理費区分M	0					（設計技術費のみ非対象額）
中止期間中の現場維持費	0					（据付工事原価に含まれる中止期間中の現場維持費計上額）
対象額（＋）						
支給品費	0					
設計技術費対象額						
単独（追加工事）	30,035,270	現工事	0		合算工事	0
全処分費を除く設計技術費対象額	30,035,270					
標準設計技術費率						
工種	水門設備（小形水門）					
単独（追加工事）	2.17 %	現工事	0	%	合算工事	0 %
設計技術費						
単独（追加工事）	651,000	現工事	0		合算工事	0
調整工事計上額						0

一般管理費等（当初）

主たる工種						
単独（追加工事）	水門設備（小形水門）					
工事原価						
単独（追加工事）	30,686,270	現工事	0	合算工事	0	
非対象額計（－）	0					
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）				
管理費区分T	0	全処分費等のうち3％または3000万円を超える額				
一般管理費等対象工事原価						
単独（追加工事）	30,686,270	現工事	0	合算工事	0	
全処分費を除く一般管理費等対象額	30,686,270					
標準一般管理費率						
単独（追加工事）	25.04	%	現工事	0	%	合算工事 0 %
製作原価における機器単体費（管理費区分3）						
単独（追加工事）	11,010,000	現工事	0	合算工事	0	
工事原価に占める機械単体費の比率（K）						
単独（追加工事）	0.36	現工事	0	合算工事	0	
機器単体費補正係数（R）						
単独（追加工事）	0.71	現工事	0	合算工事	0	
前払金支出割合による補正係数						
単独（追加工事）	1	現工事	0			
財団法人等による補正係数	1	現工事	0			
契約保証に係る一般管理費等対象工事原価	30,686,270					
契約保証に係る補正值	0.04					
一般管理費等率						
単独（追加工事）	17.82	%	現工事	0	%	合算工事 0 %
一般管理費等						
単独（追加工事）	5,463,730	現工事	0	合算工事	0	
業務委託料等						
	0					
調査基準価格	36,278,000					
調査基準価格100/110	32,980,000	（ 91.23 %）				

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 葛川排水樋管ゲート設備新設工事

国土交通省 関東地方整備局
荒川上流河川事務所 施設管理課

工事数量総括表

工事名	R 8 葛川排水樋管ゲート設備新設工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
製作工		式		1		
小形水門製作		式		1		
水門設備		式		1		
扉体(小形水門)	プレートゲート構造ローラゲート 純径間3.2m 有効高2.4m 四方水密方式	門		1		
戸当り(小形水門)	プレートゲート構造ローラゲート 片側側部戸 当り高さ5.1m 純径間3.2m	門分		1		
開閉装置(小形水門)	プレートゲート構造ローラゲート ラック式	門分		1		
操作制御設備		式		1		
機側操作盤	屋外閉鎖自立形	面		1		
付属設備		式		1		
管理橋		橋		1		
間接労務費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 葛川排水樋管ゲート設備新設工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
純製作費		式		1		
工場管理費		式		1		
製作原価		式		1		
据付工		式		1		
小形水門輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
小形水門輸送		式		1		
小形水門設備据付		式		1		
小形水門据付工		式		1		
据付(小形水門)	プレートゲート構造ローゲート 純径間3.2m 有効高2.4m	式		1		
据付(付属設備)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 葛川排水樋管ゲート設備新設工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
直接経費 (水門設備)		式		1		
直接経費 (付属設備)		式		1		
仮設工		式		1		
足場支保工 (機械設備)		式		1		
足場		式		1		
仮設工		式		1		
仮設材設置・撤去		式		1		
土のう		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 葛川排水樋管ゲート設備新設工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
仮設材運搬費		回		2		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
据付間接費		式		1		
据付工事原価		式		1		
設計技術費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 葛川排水樋管ゲート設備新設工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事費計			式		1		

R 8 葛川排水樋管ゲート設備新設工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 製作原価	24, 284, 147	(15) 機器単体費	11, 010, 000
(2) 据付工事原価	5, 751, 123	(16) 合算機器単体費	0
(3) 中止期間中の現場維持等の費用	0		
(4) 設計技術費	651, 000		
(5) 工事原価	30, 686, 270		
(1)+(2)+(4)			
(6') 一般管理費等 (計上額)	5, 463, 730	((6) 一般管理費等 (計算額)	5, 468, 292)
(7') その他費目計	0		
(8) 業務委託料等	0		
(9) 工事価格	36, 150, 000		
(5)+(6')+(7')+(8) (万円未満切り捨て)			
(10) 消費税等相当額	3, 615, 000		
(11) 請負工事費	39, 765, 000		
(9)+(10)			
(12) 入札書比較価格	36, 150, 000		
(請負工事費の100/110)			
(13) 調査基準価格	36, 278, 000		
(14) 調査基準価格の100/110	32, 980, 000		

R 8 葛川排水樋管ゲート設備新設工事

特記仕様書

令和 8 年 4 月

国土交通省 関東地方整備局
荒川上流河川事務所

工 事 名 : R 8 葛川排水樋管ゲート設備新設工事
工事場所 : 埼玉県坂戸市新ヶ谷地先
工 期 : 契約の翌日から令和 9 年 6 月 1 8 日まで

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、機械工事共通仕様書（案）（令和 7 年度版）（国土交通省 HP 参照（https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html）以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、R 8 葛川排水樋管ゲート設備新設工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

第 2 条 条件明示

本工事における「条件明示」については、別紙ー 1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 3 条 配置予定技術者

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 4 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
2. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 5 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。）
 - （１）各工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
 - （２）工事現場間の距離は、1 日で巡回可能かつ移動時間が概ね 2 時間以内であること。
 - （３）下請次数は 3 次までであること。
 - （４）現場に連絡員（※）を配置していること。

※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。

※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者であること。

- (５) 施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。
 - (６) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
 - (７) 現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
 - (８) 監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は２件までであること。なお、専任特例２号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
２. 現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
３. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
- (１) 専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
４. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第１項(３)～(６)について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。
５. 本工事において、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第６条 専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１. 本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の(１)～(８)の要件を全て満たさなければならない。
- (１) 建設業法第２６条第３項第二項による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (２) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (３) 監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (４) 同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含

- め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
- (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内の工事でなければならない。
- (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
- (1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格書の写しなど)
- (2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))
- (3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し等)
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第7条 コリンズへの登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-12 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まな

いことに留意するものとする。)

第8条 コリنزへの位置情報の入力

共通仕様書 1-1-12 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

起点・終点 埼玉県坂戸市新ヶ谷地先 緯度 35° 58' 54" 経度 139° 23' 33"

第9条 コリنزへの工事概要の入力

共通仕様書 1-1-12 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

河川用水門設備製作・据付 1式 水門設備 扉体1門 戸当り1門分 開閉装置1門分 操作制御設備 機側操作盤1面 付属設備 管理橋1橋

第10条 コリنزへの設計業務名及びテクリス番号の入力

共通仕様書 1-1-12 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については下表のとおりとする。

業務名	テクリス番号
交付金(河川)工事((仮称)葛川排水機場詳細設計業務委託)	4054154102

第11条 入札価格調査制度対象工事に対する調査協力

1. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て諸経費動向調査票(公共工事機械設備共同調査)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された諸経費動向調査票(公共工事機械設備共同調査)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は荒川上流河川事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は下表のとおり。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－３	元請けの手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請けの資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査	元請、下請けの工事費内訳

第 12 条 低入札価格調査制度対象工事に係る品質確保等について

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、次に示すとおり施工管理を強化するものとする。

1. 溶接における施工管理の強化

溶接の施工管理は、「機械工事施工管理基準（案）」（令和 3 年 3 月）によるほか、以下による。

(1) 受注者は、突合せ継手については、突合せ溶接延長の 10% 以上について放射線透過試験を行うものとする。

なお、放射線透過試験が適切に実施できない場合などは、超音波探傷試験を代替方法とすることができる。

(2) 受注者は、主要構造部の T 継手溶接部については、当該継手溶接延長の 10% 以上について超音波探傷試験を行うものとする。

2. 溶接における監督・検査等の強化

(1) 発注者は段階確認において、1 項(1)及び(2)の非破壊試験に対し、1 工事につき 1 回以上立会うものとする。

(2) 発注者は、段階確認や検査時等において、溶接部の内部欠陥の有無を確認するため、受注者が行う非破壊試験結果の確認に加え、任意の箇所（1 設備 1 箇所以上）を選定し、超音波探傷試験による確認を行うことができる。

(3) 発注者は段階確認や検査時等において、溶接部の表面欠陥の有無を確認するため、任意の箇所（1 設備 1 箇所以上）を選定し、浸透探傷試験による確認を行うことができる。

第 13 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。

2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド

（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

3. 「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式ー 1 5）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 1 4 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 1 5 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5. 7）

令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

3. 監督職員等及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「荒川上流河川事務所 設計審査会設置運営要領」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo01165.html>）によるものとする。

第17条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第18条 ワンデーレスポンス

1. 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第19条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せ

ずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 20 条 設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書 1-1-22 から 1-1-24 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によることとする。

第 21 条 スライド条項

工事請負契約書第 26 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 22 条 詳細設計付き施工発注方式

本工事は、詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。

詳細設計付き施工発注方式とは、受注者が本工事の施工にあたって特記仕様書第 69 条に示す施工範囲の詳細設計を行い、監督職員が詳細設計図書として承諾し、施工を行うものである。なお、共通仕様書でいう「承諾図書」は「詳細設計図書」と読み替えるものとする。

第 23 条 詳細設計図書

監督職員は、詳細設計図書の提出日から 30 日以内に回答する。また、補足、修正及び再設計を求めた場合は、必要事項を修正し再提出するものとする。再提出に対する回答も再提出日から 30 日以内に行う。

第 24 条 施工図

1. 受注者は当該機械の維持、修繕、改修、更新等のために必要な範囲で、発注者及び当該機械の維持、修繕、改修、更新等を請け負った者が施工図を自ら複製し及び翻案、変形、改変その他の修正をすること、並びにこれらの者が委託した第三者を介して複製させ、及び翻案、変形、改変その他の修正をさせることを許諾する。

なお、かかる許諾に伴い施工図等が翻案、変形、改変その他修正された場合には、発注者は当該修正等を行った者の名称及び修正箇所を当該施工図等に表示するものとする。受注者は、当該修正等が実施された場合には、それ以降、元の施工図等に基づく工事についての責任を免除されるものとする。

2. 受注者は、施工図等が著作権法（令和 7 年 10 月改正法律第 27 号）の著作物に該当する場合において著作権法第 19 条第 2 項及び第 20 条第 1 項の権利を行使し

ないものとする。

3. 受注者は、施工図等が著作権法の著作物に該当する場合において、施工図等にかかる著作権法第2章及び第3章の権利を第三者に譲渡し、又は許諾してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾又は同意を得た場合はこの限りではない。

4. 受注者は、施工図等が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の措置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の措置を講じるものとする。

第25条 電子納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン 機械設備工事編【工事】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第26条 維持管理情報データベース統一様式

受注者は、整備内容を別途監督職員より通知される「機械設備の維持管理情報データベース統一様式」(以下「統一様式」という。)に記入し監督職員へ提出しなければならない。なお試運転を行う場合は点検整備標準要領に基づき整備前後に測定したデータを記入するものとする。

また、統一様式に記載されていない項目であっても施設保全上測定が必要と思われるものについてはこれを充足するものとし、記入方法については監督職員の確認を受けるものとする。

第27条 予備品リスト

本工事で納入する予備品について、別紙様式ー20に記載し、工事完了までに監督職員に提出しなければならない。

第28条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来高管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第29条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第30条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、「写真管理基準」という）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア（一社）施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和 5 年 3 月）に準ずるが、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 3 1 条 快適トイレの試行

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】

(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とし、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

なお、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとする。

3. その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第32条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
- (1) 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - (2) 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第 3 3 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
- (1) 真夏日の定義
 - 日最高気温が 30℃ 以上の日を指す。
 - ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃ 以上の場合とする。
 - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方
 - 下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
 - ① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃ 以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃ 以上となる日を真夏日とみなす。
 - ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃ 以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃ 以上の日を真夏日とする。
 - ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃ 以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃ 以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃ 以上の場合を真夏日とする。
なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。
- 上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第34条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。

- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみ
に使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成后、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第35条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、共通仕様書 第1編「1-1-41 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、共通仕様書第1編「1-1-8 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。

防災措置に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第36条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第37条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が令和9年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第38条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第39条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第40条 交通安全管理（過積載による違法運行の防止対策）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第41条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書 1-1-47 交通安全管理第13項における道路法第47条の2に基づく通行

許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-50 官公庁等への手続等第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第 4 2 条 工 期

1. 工期は、雨天・休日等を見込み契約の翌日から令和 9 年 6 月 1 8 日までとする。
なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	30 日間
②後片付け期間	20 日間
③余裕期間	

2. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
3. 6 月 1 日から 10 月 31 日を出水期間とし、河川区域における工事行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。
なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。
 - ・準備・後片付け
 - ・その他監督職員が承諾した工種
4. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第 4 3 条 余裕期間制度の活用

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式 1-16 により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年6月18日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第44条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第45条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙ー5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第46条 世界的な半導体不足の影響による適切な工期の確保について

本工事に使用する電気通信機器類について、不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合には分任契約担当官と協議することができる。

第47条 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理する

ための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

- (1) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指

示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

（２）前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第48条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工事	8：30～17：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。各々の標準作業時間には日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第49条 受注者相互の協力（他工事等との調整）

1. 下記工事等の受注業者とは、現場が連続し施工や作業が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事等の円滑な進捗に努めるものとする。

2. 本工事との調整工事等は以下のとおりとする。

件名	施工・作業範囲	工期等（予定）
（仮）葛川排水樋管新設工事	本体工	令和8年9月～ 令和9年6月

第50条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ② 公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術
3. 対象とする新技術
新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。
 - 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL: <https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>
 - 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
 - 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
 - 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 5 1 条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 5 0 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 5 0 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に

使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「一VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。なお、「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 5 2 条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式－１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和５年３月３日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第 5 3 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。

なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実績状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏ま

え、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第54条 契約後V E方式

1. 定義

「V E提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E提案の意義及び範囲

- (1) 受注者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
- (2) 以下の提案は、V E提案の範囲に含まないものとする。
 - 1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - 2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - 3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E提案書の提出

- (1) 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - 1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - 2) V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - 3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - 4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - 5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
 - 6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E提案書の審査

提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断さ

れるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E 提案の採否等

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更等

- (1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- (4) V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 55 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 50 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第56条 総価契約単価合意方式について

1. 目的

本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

2. 共通仕様書 1-1-4 請負代金内訳書及び工事費構成書の適用

共通仕様書 1-1-4 第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

3. 合意単価の公表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第57条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

なお、本工事の現場技術業務を担当する現場技術業務員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第58条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

なお、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

また、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第59条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号 最終改正令和7年12月12日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。

2. 施工体制の点検員は本工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の

職員である。

3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 本工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第60条 監督職員による確認及び立会等

本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、段階確認項目、検査（確認）方法、対象設備の詳細区分については施工計画書に記載し提出するものとする。

項 目	実 施 時 期	対象設備
材 料 確 認	工場：納入後、製作開始前 現場：納入後、据付開始前	扉体、戸当り、付属設備
溶 接 確 認	工場：溶接完了時 現場：溶接完了時	扉体、戸当り、付属設備、
寸 法 確 認	工場：仮組立完了時 現場：据付完了時	扉体、戸当り、付属設備、 開閉装置
機 能 確 認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	操作制御設備
性 能 確 認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	開閉装置
塗 装 確 認	工場：塗装完了時 現場：塗装完了時	付属設備
施 工 状 況 確 認 （ 緊 張 試 験 ）	現場：あと施工アンカ 施工後機器据付前	戸当り、開閉装置、付属設 備
現 地 試 運 転 確 認	総合試運転実施時	

材料確認をすべて工場で実施する場合など、本工事において該当しない項目がある場合は、その旨を施工計画書に記載するものとする。

現地試運転確認においては、無負荷（扉体自重のみ）による開閉動作確認とする。ただし、現地状況等により開閉動作が行えない場合には監督職員と協議するものとする。

第 6 1 条 仮設工

現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

第 6 2 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定め、施工計画書に記載するものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 6 3 条 地震発生後の建設工事現場の点検

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によるものとする。

1. 気象庁地震計で震度 4 の地震が発生した場合。
 - 1) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - 2) 現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
- ※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
2. 気象庁地震計で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 6 4 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、本工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 6 5 条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第66条 鋳鍛鋼品の超音波探傷試験方法

機械工事施工管理基準（案）によるほか、鋳鍛鋼品等の材料を購入する際に行う非破壊試験においては、非破壊試験技術者の資格証明書の資格情報について認証機関へ照会するなど、原本であることの確認を行うこと。

第67条 あと施工コンクリートアンカ

1. あと施工コンクリートアンカの施工にあたり、対象施設の劣化程度、配筋の位置などを調査するものとし、項目は以下のとおりとする。

なお、事前調査段階において躯体等が強度上耐えられないことが判明した場合には、対応方針について監督職員と協議するものとする。

(1) 施工に際し問題ない状況であるかどうかを目視にて調査

- ・躯体に劣化があるか。
- ・クラックや欠損がないか など

(2) コンクリート内部探査器などを使用し、配筋の位置を調査

2. あと施工コンクリートアンカ削孔部の測定データは、削孔径及び深さとし、計測状況を数値が確認できる写真に記録しなければならない。

第68条 工事概要

本工事は、葛川排水機場のポンプ排水を流下させる強制排水樋管ゲート設備の新設を行うものである。

第69条 工事施工範囲

工事施工範囲は、次に示す設備の製作、輸送、据付及び現地試運転調整までとする。

なお、受注者は完成までに管理者に対する操作説明を行うものとし、この操作説明は本工事の工事範囲に含まれるものとする。

箇所	種別	細別	単位	数量	施工内容
葛川排水樋管	ゲート設備	扉体	門	1	製作・据付
		戸当り	門分	1	製作・据付
		開閉装置（中間振止め含む）	門分	1	製作・据付
	操作制御設備	機側操作盤	面	1	製作・据付
	付属設備	管理橋	橋	1	製作・据付

注) 1. 次の内容は施工範囲内とする。

- ・機側操作盤から開閉装置までの配管配線布設
- ・クレーン使用時の敷鉄板、大型土のう、土のう設置、撤去

2. 次の内容は施工範囲外とする。

- ・戸当り箱抜き施工部分のチッピング、型枠施工及び二次コンクリートの打設
- ・戸当りの差し筋施工
- ・機側操作盤から一次側の配管配線布設

- ・操作台防護柵、翼壁防護柵、胸壁防護柵の製作、据付
- ・工事用道路の施工

第 70 条 設計条件

1. 葛川排水樋管

- 1) 設計水位 (正圧時)
- 【正圧時】 前面 : AP+26.152m (本川 HWL)
- 後面 : AP+20.400m (ゲート敷高)
- 【逆圧時】 前面 : AP+20.400m (ゲート敷高)
- 後面 : AP+23.800m (運転開始吸水槽水位+余裕 1.0m)
- 2) 操作水位
- 【開時】 前面 : AP+26.152m (本川 HWL)
- 後面 : AP+20.400m (ゲート敷高)
- 【閉時】 前面 : AP+26.152m (本川 HWL)
- 後面 : AP+25.152m (本川 HWL-1.0m)
- 3) 敷高 AP+20.400m
- 4) 堆砂高 見込まない
- 5) 水質 淡水とする

2. 管理橋

- | | | |
|------------|------------------|------------------------|
| 1) 設計群集荷重 | 主 桁 | 3. 5 kN/m ² |
| | 床 板 | 5. 0 kN/m ² |
| 2) 風荷重 | | 3. 0 kN/m ² |
| 3) 地震時水平震度 | 0. 1 7 | |
| 4) 許容たわみ度 | 支間の 1 / 6 0 0 以下 | |
| 5) 高欄設計荷重 | 水平荷重 | 2. 5 kN/m |
| | 鉛直荷重 | 1. 2 kN/m |

第7 1条 主要仕様

1. 水門設備

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1) ゲート形式 | プレートガーダ構造ステンレス製ローラゲート |
| 2) 純径間×有効高 | W 3.200 m × H 2.400 m |
| 3) 門数 | 1 門 |
| 4) 水密方式 | 両面 4 方ゴム水密 |
| 5) 開閉方式 | 電動ラック式 (2 本吊) |
| 6) 揚程 | 通常時 2.5m、点検時 3.1m |
| 7) 開閉速度 | 電動時 0.3m/min 程度 |
| 8) 操作方式 | 機側操作及び遠方操作 |
| 9) 電源 | 動力用電源 3 相 200V50Hz |

制 御 電 源 単相 100V50Hz

2. 管理橋

- | | | |
|--------------|---|----------|
| 1) 数 | 量 | 1 橋 |
| 2) 形 | 式 | 鋼製単純桁人道橋 |
| 3) 桁 | 長 | 11.834m |
| 4) 支 間 | 長 | 11.584m |
| 5) 有 効 幅 員 | | 1.000m |
| 6) 防 護 柵 高 さ | | 1.100m |

第 7 2 条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第 3 章 共通施工

第 2 節 製作

3-2-4 ステンレス鋼の表面処理

ステンレス表面は工場で不動態化処理として酸洗いを実施するものとする。

第 5 節 塗装

3-5-1 一般事項

各機器の上塗色については監督職員に承諾を受けるものとする。また、購入品については、塗装仕様、塗装色とも、メーカー標準仕様とする。

第 6 節 防食

3-6-1 溶融亜鉛メッキ

8. 付着量

溶融亜鉛メッキの膜厚は下記のとおりとする。

- ①管理橋 HDZT77、HDZT63

第10節 電気配線

3-10-1 一般事項

電気配管及び配線の種類は次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|-------------------|
| 屋外露出配管 | : | 厚鋼電線管 |
| 機器への接続部配管 | : | 二種金属製可とう電線管 |
| 動力線 | : | 600V CVケーブル |
| 操作・制御線 | : | CVVケーブル、CVV-Sケーブル |
| 通信線 | : | 光ケーブル、専用ケーブル |
| アース線 | : | IVケーブル |

第 4 章 水門設備

第 1 節 通則

4-1-2 一般事項

請負者は、本工事の施工にあたって第 1 条によるほか、下記に示す基準等に準じて工事しなければならない。これらの基準等は、契約時点における最新のものを適用しなければならない。

- (1) 機械工事施工管理基準（案）（国土交通省）
- (2) 機械工事完成図書作成要領（案）（国土交通省）
- (3) ダム・堰施設技術基準（案）（一般社団法人ダム・堰施設技術協会）
- (4) 水門・樋門ゲート設計要領（案）（一般社団法人ダム・堰施設技術協会）
- (5) ゲート用開閉装置（機械式）設計要領（案）（一般社団法人ダム・堰施設技術協会）
- (6) 機械工事塗装要領（案）・同解説（国土交通省）

4-1-3 使用材料

1. 使用材料

ゲートに使用する材料は、次に示すものまたはこれらと同等品以上とする。

区 分 名 称	用 途	材 料 名	記 号
扉 体	扉体主要部材	ステンレス鋼	SUS304
	ローラ	ステンレス鋼	SUS304N2系
	ローラ軸	ステンレス鋼	SUS304
	水密ゴム	合成ゴム	CR
	水密ゴム取付板	ステンレス鋼	SUS304
戸 当 り	戸当り埋設部	一般構造用圧延鋼材	SS400
	接水部	ステンレス鋼	SUS304
	気中部	ステンレス鋼	SUS304
	ローラ踏み面	ステンレス鋼	SUS304N2系
開閉装置	ラック棒	ステンレス鋼	SUS304
	中間振止め	ステンレス鋼	SUS304
付属設備	管理橋	一般構造用圧延鋼材	SS400
ボルト・ナット		ステンレス鋼	SUS304

第7節 操作制御設備及び電源設備

4-7-1 操作制御設備

1. 機側操作盤

機側操作盤の仕様は、次のとおりとする。

- (1) 面 数 1 門 1 面
- (2) 構 造 前面扉後面固定
- (3) 形 式 鋼板製屋外閉鎖自立形
- (4) 装備器具 共通仕様書に示すものの他下記の器具を装備すること。
 - 名称銘板 1 式
 - 操作開閉器 1 式
 - 故障表示灯 1 式
 - 非常停止開閉器 1 式
 - 操作表示灯 1 式
 - 開度指示計 1 式
 - 電圧計 1 式

電流計	1 式
盤内照明	1 式
盤内ヒータ	1 式
その他必要品	1 式

—以 上—

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に 影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。	第 4 9 条
	☐ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、 施工時期、施工時間及び施工方法。	第 4 8 条
	☐ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	第 4 3 条
	☐ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 4 2 条
公害関係	☐ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、 建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 3 8 条 第 3 9 条

概略工事工程表

工事名：R8葛川排水樋管ゲート設備新設工事

工 種		単位	数 量	令和8年度										令和9年度			備考
				6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
製作工		式	1														
ゲート設備製作		式	1														設計・製作
据付工		式	1														
準備		式	1														30日間
据付		式	1														据付・試運転
後片付け		式	1														20日間
制 約 条 件	関連工事	—															樋管本体工事
	年末年始、お盆	—															12月下旬～1月上旬 8月中旬
	出水期間	—															6月～10月
	配置予定技術者の 専任を要しない期間	—															

《余裕期間制度(フレックス)の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
 ※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

工 事 関 係 書 類				工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No.)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け						備 考		
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称		書類作成の根拠	発注者	受注者	指示	通知	提出		提示		監督職員 へ連絡		監督職員 へ納品	
										発注者 担当課	受注者 担当課	発注者 保管	受注者 保管				
工事着手前	作成書類の 役割分担	設計 審査会 で 確 認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等 への周知)	共通仕様書1-1-50_7	—		○						○			令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			2【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基 づく届出	共通仕様書1-1-50_2	—		○						○			令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			3【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づ く届出	土壌汚染対策法第4条1項	—	○				○						土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届 け出	
			4【事例】 概算概略発注等のため関 係機関協議が実施中、未了の場 合】 関係機関(〇〇〇)との設計・施工 協議	河川法、道路法、道路交通 法等の個別法	—	○				○						令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			5【事例】 概算概略発注のため関係 機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(〇〇〇)の移設の調 整、監督処分	河川法、道路法	—	○				○						令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不 整合による協議資料	共通仕様書1-1-3_2	—		○			○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不 整合による設計図修正(構造計算 の伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-23	—	○			○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役 割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負 担する)	
	契約図書	設計図書	8 工事請負契約書	—	—		○										
			9 共通仕様書	—	—		○										
			10 特記仕様書	—	—		○										
			11 発注図面	—	—		○										
			12 現場説明書	—	—		○										
			13 質問回答書	—	—		○										
			14 工事数量総括表	—	—		○										
	契約関係書類		15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○				○						契約書を作成する全ての工事
			16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書1-1-4	様式－2		○				○						
			17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○						
			18 掛金収納書(電子申請方式)	共通仕様書1-1-56_6	様式－4		○				○						
			19 建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○				電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用 台紙」に掛金収納書を張り付けた上、提出する。な お、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			20 工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○				
			21 掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○				
			22 被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○				
			23 掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○				
			24 請求書(前払金)	工事請負契約書第35条1項	様式－5		○				○						
			25 VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式－6		○					○					契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他		26 品質証明員通知書	共通仕様書1-1-32_(5)	様式－7		○				○						契約図書で規定された場合に提出する。
			27 再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-27_4	—		○				○						該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設 副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書 へ含めて提出する。
			28 再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-27_5	—		○				○						該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設 副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書 へ含めて提出する。
			29 建設発生土搬出調査書	特記仕様書	—		○				○						
			30 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○				○						
1 施工計画	① 施工計画	31 施工計画書	共通仕様書1-1-8	—		○				○						工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員 員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変 更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、 変更施工計画書を監督職員員に提出する。	
		32 ISO9001品質計画書	特記仕様書	—		○				○							
		33 設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実が あった場合)	共通仕様書1-1-3_2	—		○				○							
		34 工事測量成果表(仮BM及び多角 点の設置)	共通仕様書1-1-52_1	—		○				○							
		35 工事測量結果(設計図書との照 合)(設計図書と差異有り)		—		○				○					設計図書と差異があった場合にのみ監督職員員に提出 する。		
	② 施工体制	36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-18_1	—		○				○						・「『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一 部改正について」(令和3年3月5日付け国官技第 319号、国営整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の整備業以外は不要	
		37 施工体系図	共通仕様書1-1-18_2	—		○				○							
		38 作業員名簿	共通仕様書1-1-18_1	—		○				○							
	③ 設計	39 承諾図書	共通仕様書1-1-9	—		○				○						設計が必要な工事において、製作・施工前に承諾図 書を作成し、監督職員員の承諾を得る。	
		4 施工状況	④ 施工管理	40 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-2_20	様式－9	○										
41 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-2_23			様式－9		○				○						協議の根拠となる諸基準等のコピーは添付不要。	
42 工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-2_21			様式－9		○				○							
43 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-2_24			様式－9		○				○							
44 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-2_26			様式－9		○				○							
45 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-2_27			様式－9		○				○							
46 材料確認書	共通仕様書2-1-3_1			様式－10		○				○						設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の 提出は不要	
47 材料納入伝票	共通仕様書2-1-3_1			—		○						○				設計図書で指定した材料や監督職員員から請求があつ た場合は提出する。	
48 段階確認書	共通仕様書1-1-28_6(3)	様式－11		○				○						・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要 なし。 ・監督職員員又は現場技術員が臨場した場合の状況写 真等は不要。 ・監督職員員又は現場技術員が臨場して段階確認した 箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。			

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

工 事 関 係 書 類						工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け					備 考			
作成 時期	種 別		No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	受注者	受注者	監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課		受注者 保管	監督職 員 へ 連絡	監督職 員 へ 納品
中	施 工 中	契約 関係 書類	⑤ 安全 管理	49	確認・立会依頼書	共通仕様書1-1-28.1	様式-12		○				○					・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
				50	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-51.2	—		○							○		週間工程会議やASPIにより事前連絡する。 ただし、現通上の工事については「提出」とする。	
				51	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-41.10	—		○							○		監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。	
				52	工事事務速報	共通仕様書1-1-44	様式-13		○				○			○		事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を画面により速やかに報告する。	
				53	工事事務報告書	共通仕様書1-1-44	—		○				○					事故報告書はSAS(建設工事事務データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。	
				54	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-38	様式-14		○				○					工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。	
⑦ 品質 管理		55	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-4	—		○				○					指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。			
施 工 中		契約 関係 書類	中間前払金	56	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15		○					○					
				57	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5		○					○					
				完済 部分 検査	58	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16		○					○				
					59	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17		○					○				
					60	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5		○					○				
	61				出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-33.2	様式-18		○					○					
	既済 部分 検査		62		請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19		○						○				
			63		出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書1-1-34.7	—		○					○					中間技術検査時にも提出する。
			64	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-34.2	様式-18		○					○						
			65	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5		○						○					
			66	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21		○						○					
			67	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22		○										部分使用がある場合に提出する。	
	工期延期	68	工期延期届	工事請負契約書第18条～22条	様式-23		○							○			工期延期が発生する場合に提出する。		
		支給品 建設 機械	69	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○					○					支給品を受領した場合に提出する。	
			70	支給品精算書	共通仕様書1-1-25.3	様式-25		○					○					支給品がある場合に提出する。	
			71	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-25.4	様式-26		○					○					建設機械の貸与がある場合に提出する。	
			72	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27		○					○					建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		73	現場発生品調書	共通仕様書1-1-26	様式-28		○						○				現場発生品がある場合に提出する。		
	その他	74	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書1-1-35.6	—		○						○					既済部分検査等の際に提出する。	
		75	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-27.2	—		○								○			・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。	
		76	建設発生土搬出調書	特記仕様書	—		○								○				
		77	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○								○				
		78	新技術活用関係資料	特記仕様書	—		○								○			新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。	
	工 事 完 成 時	契約関係書類	79	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29		○						○					
80			引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30		○						○						
81			請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5		○						○						
工事書類		82	出来形管理図表	共通仕様書1-1-37.10	様式-31		○						○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		83	品質管理図表	共通仕様書1-1-37.10	様式-32		○						○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		84	品質証明書	共通仕様書1-1-32(1)	様式-33		○						○					・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
		85	工事写真	共通仕様書1-1-37.10	—		○						○					・工事写真の撮影に当たっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真等の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。	
		86	総合評価実施報告書	特記仕様書	—		○						○					総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。	
		87	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書1-1-59	様式-34		○							○				自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。	
		工事完成図書	88	工事完成図	共通仕様書1-1-30	—		○						○					・電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
89			工事管理台帳	共通仕様書1-1-30	—		○							○				・電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
その他		90	再生資源利用実施書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書1-1-27.6	—		○						○					該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
		91	再生資源利用促進実施書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書1-1-27.6	—		○						○					該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
		92	維持管理情報データベース統一様式	特記仕様書	—		○											施工内容に基づき、機械設備維持管理システムにおける所定様式を作成して提出する。	
		93	予備品リスト	特記仕様書	—		○											予備品を納入する場合、所定様式により「予備品リスト」を作成して提出する。	
工 事 完 成	その他	94	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-21.5	—		○	○						○			「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		

予備品リスト

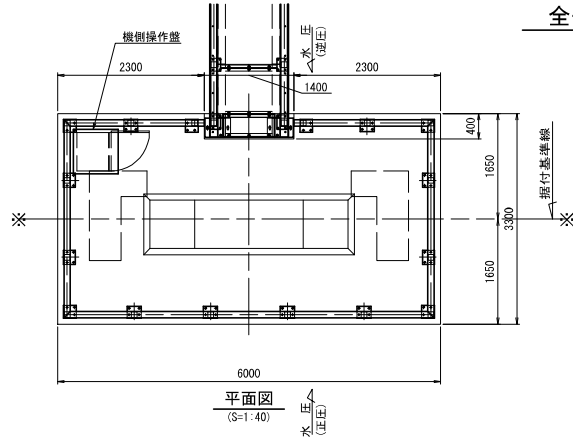
[illegible]

位置図 S=50,000

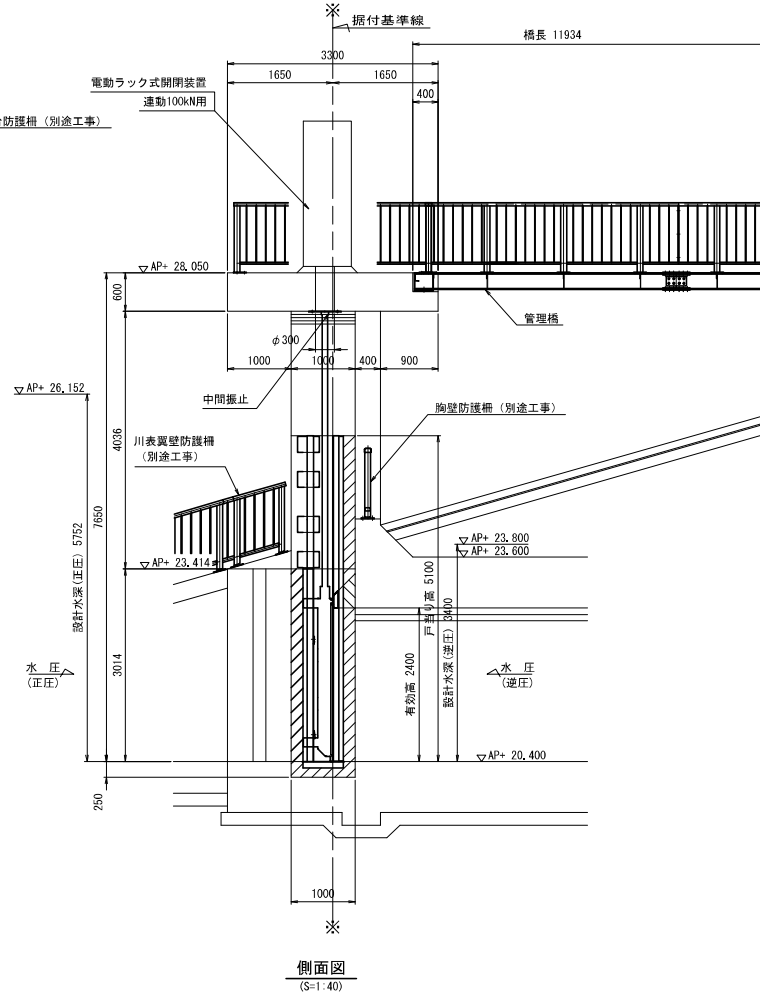
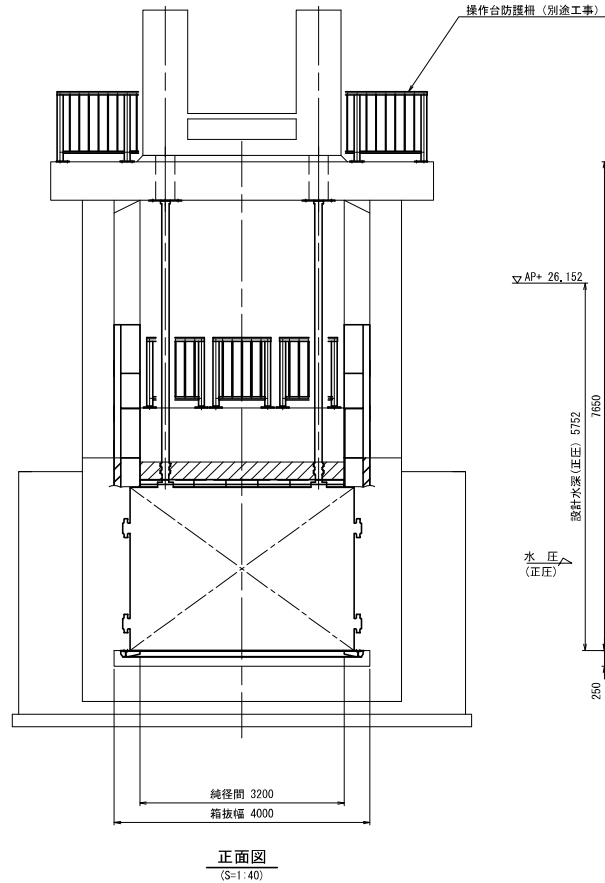


工 事 名		R 8 葛川排水樋管ゲート設備新設工事							
図 面 名		位 置 図							
年 月 日		令和 8 年 4 月 日							
縮 尺		1/50,000		図面番号		2 の 1			
所 長		副 所 長		課 長		係 長		設 計	
事務所名		国土交通省 荒川上流河川事務所							

全体一般図



設 計 仕 様		
型 式	ステンレス製スクローラータグ	
総径深×有効高	3,200mm × 2,400mm	
設 置 門 数	1 門	
設計水深 (正圧時)	前面	5,522mm (AP + 26,152)
	後面	0.000mm (AP + 20,400)
設計水深 (逆圧時)	前面	0.000mm (AP + 20,400)
	後面	3,400mm (AP + 23,800)
操作水深 (開 閉 時)	前面	5,522mm (AP + 26,152)
	後面	0.000mm (AP + 20,400)
操作水深 (閉 時)	前面	5,522mm (AP + 26,152)
	後面	4,752mm (AP + 25,152)
類 高	AP: 20,400mm	
水 密 材 質	鋼板 SUS304	
主 要 部 材	胴体 SUS304 戸用 SUS304 SS400	
操 作 方 式	遠隔操作および遠方操作	
開 閉 方 式	電動ラック式	
場 程	通常時 2,500m、点検時 3,100m	
開 閉 速 度	0.3 m/min	
開 閉 荷 重	100.0 kN	
戸 当 り 高	5,100mm	



工 事 名	R8葛川排水樋管ゲート設備新設工事		
図 面 名	全体一般図		
年 月 日	令和 8 年 4 月 日		
縮 尺	S=1:40	図面番号	2 の 2
会 社 名	株式会社 東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 荒川上流河川事務所		